文書解決。

し中部勞働協會に交渉方を依頼し斡旋の結果金一圓を十圓を扶助したるのみなるを以て來は之を不當とな

て右爭中當業者の第一調停より切斷、其の諸要求約二

參加者某は木取作業中五月十九日過失に依り動力鋸に

一、爭議概況

一、從業員　二名

一、參加者　一名

一、爭議期間　（自昭和十二年六月二十三日　至昭和十二年七月二十七日）三十五日間

一、事業の種類　建具の木取

菊水製陶所爭議の件

一、事業所名　合資會社菊水製陶所

一、所在地　愛知縣東春日井郡旭村新井四九三

一、事業の種類　磁器製造

一、爭議期間　（自昭和十二年七月三十日　至昭和十二年七月三十一日）一日間

一、爭議參加者　四十四名（内女九名）

一、從業員數　一一八名（内女二三名）

一、爭議概況

職工監督某が人事に關し橫暴なる行動ありとて其の解雇方を申出でたるも拒絶され爭議に入り交渉の後、某を監督の地位を剝奪して圓滿解決。